（　整理番号　０３０８　）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会
第３回 栃木県最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="6">令和３年８月５日（木）　１３時３０分 ～ １６時０５分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席状況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主要議題</td><td colspan="6">１　栃木県最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　栃木県最低賃金の金額改定について

（１）労使双方の主張について

ア　労働者代表委員の見解及び主張

（ア）高卒初任給の推移は毎年引上げになっており、栃木県の募集賃金平均額は1,000円を超えている。発効日の変更については、最低賃金を如何にするべきかを審議する今の実態に合っていない。

コロナ禍における非正規雇用で働く人の実態と意識に関する調査2021では生活が厳しい状況が、コロナ禍の影響に関する県民意識調査ではコロナ前と比べ苦しくなったとしている。また、Ｂランクでの位置づけが重要であり格差を是正するべきであると主張し、全国一律時間額1,000円を４年で達成とし37円の引上げを提示した。

（イ）発効日の変更については、昨年の全国の発効状況や現在の結審状況を考慮しても、12月31日とするには現実的ではなく受け入れることはできないと主張した。

Ｂランクの格差を考えると、詰めていくための議論が必要であり、５年で1,000円とする切りの良い数字として30円の引上げを提示した。

目安額プラス２円の30円の引上げが最終提示と主張した。

イ　使用者代表委員の見解及び主張

（ア）宇都宮財務事務所の法人企業景気予測調査４～６期の景気判断BSIは、全体で▲5.5と７期連続でマイナスになっている。

賃金改定状況調査第１表Ｂランクの７月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合が 48.3%となっており、コロナ禍の厳しい状況から賃金水準の維持以外は考えられないとして、０円据え置きを再度提示した。

また、発効日を特定最賃と同時期の12月31日に変更可能であれば、有額提示の予定はある旨を主張した。

（イ）発効日の変更が可能であれば27円、不可能であれば現行から16円引上げで870円になることから、16円の引上げを提示した。

（ウ）16円の引上げが最終提示と主張した。

公益見解を示すに当たり、最低賃金を引き上げることによって、企業が倒産したり、リストラなどが増えてしまう、そんな労働者の働く場がなくなるというようなことは一切望んでいない。それらを防ぐためにも、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に懸念される中で、使いやすい支援策や活用し

やすい支援策の拡充などを強く求めると主張した。

（２）結審状況等について

公益・労働者協議、公益・使用者協議を経て、労働者代表委員 30 円の引上げ、使用者代表委員 16 円の引上げとの主張で膠着したため、最低賃金法第１条の目的、すなわち最低賃金制度が社会的なセーフティネットとしての役割を果たすため非正規雇用労働者の処遇改善が必要であること、また、労働者の所得を増やす最低賃金を下限とする賃金の引上げは、個人消費の活性化を通じて経済の好循環につながることから、現行額を 28 円引き上げて時間額 882 円、発効日を令和３年 10 月１日との公益見解を提示した上で、付帯事項を付することを提案した。

協議の結果、労働者代表委員は公益見解を真摯に受け止め付帯事項を含め最終的には同意したが、使用者代表委員は 28 円の引上げは受け入れられないと主張し、全会一致に至らず、採決の結果、賛成５（公２、労３）：反対３（使３）賛成多数により結審した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

２　その他

特になし